

1. 一般共通事項

施工計画書	・工種別施工計画書の一部が作成されていない(仮設工事、外構工事等)。 ・使用する材料・重機等が記載されていない(カタログなどが添付されていない)。 ・各工種で必要となる資格者の記載や資格証明書の添付がされていない。 ・黒板情報電子化(電子黒板)を実施する場合に、施工計画書等を使用機器(ソフトウェア)の記載がされていない。 ・設計変更後、または協議等により施工方法等を変更した際、変更施工計画書が提出されていない。(軽微な変更を除く)
施工体制台帳	・地場企業下請不使用理由書が提出されていない。 ・市との契約書の写しが添付されていない。 ・下請け業者との間で締結した契約書の写し(注文書・注文請書及び基本契約約款等の写し)が添付されていない。 ・注文書・注文請書の金額が黒塗りされている。(建設業法施行規則) ・契約書に記載された工期や契約日が正しく記載されていない。また、工期延長に関する契約が確認できない。 ・契約書に記載しなければならない重要事項15項目が不足している。 ・作成日または工事内容に誤りがある。 ・主任技術者の資格要件に該当しない資格が記載されている。 ・主任技術者となり得る経歴証明書が添付されていない、又は、実務経験年数が不足している。 ・元請の作業員名簿が添付されていない。 ・作業員名簿が旧様式で作成されており、各個人情報黒塗りされていない。 ・作業員名簿の元請確認欄にサインがない。 ・作業員名簿の健康保険等の加入状況欄への記載に誤り(加入若しくは対象外のところ未加入と記載)がある。 ・健康保険証の写しを添付する際に保険者番号及び被保険者等記号・番号が黒塗りされていない。
施工体系図	・最新版(業者名、工期等)に整理されていない。 ・2次以下の下請けの契約状況が記載されていない。 ・工期の途中で工期変更や業者追加等を記載していない。 ・主任技術者等(専門技術者)の氏名が記載されていない。 ・現場に掲示する際に旧様式で掲示されている。(許可番号が記載されていない)
建設リサイクル法	・工事完成時に「再生資源利用促進計画書(実施書)-建設副産物搬入(搬出)工事用-」が提出されていない。 ・契約書の別紙に記載された再資源化等をするための施設と異なる施設へ搬入されている。
建設副産物関係	・「再生資源利用促進計画書(実施書)-建設副産物搬入(搬出)工事用-」の作成に不備がある。 ・再資源化を図るものとして指定されたコンクリート塊・AS塊が認定再利用施設と異なる施設へ搬入されている。 ・契約書に日付が記載されていない。 ・工事期間以降に持ち込まれているものがある。 ・運搬車両の車番リストが不足している。 ・マニフェストの提示漏れがある。 ・マニフェストにサイン、確認日が記載されていない。 ・残土処分場の受入承諾書が提出されていない。 ・運搬車両の許可ステッカーが確認できない。 ・積替保管場所から最終処分場へ持ち込んだ写真が不足している。 ・運搬状況(積込、処分場搬入時、処分場看板、荷下ろし完了時)の写真が不足がある。
建設業退職金共済制度	・建退協制度に加入していることを証明する黄色の加入看板を現場に掲示(2箇所)していない。 ・掛金収納書の発注者名が福岡市長になっていない。 ・掛金充当実績総括表等の書類が不足している。 ・受払簿等の作成誤りや、報告書の記載間違いがある。 ・加入証明等の加入状況が確認できる書類が不足している。

1. 一般共通事項

工事実績情報の登録(CORINS)	・工事実績情報の登録(CORINS)の登録をしていない。 ・規定日の10日以内(土日祝祭日含まず)に登録していない。 ・工事途中で契約額が500万円以上になった場合に登録をしていない。
日報・点検・記録関係	・工事日報、KY活動記録に日付が記載されていない。 ・新規入場者教育記録が確認できない。 ・試験成績書、関係官公署書類の添付がない。
工事写真	・不安全行動や保護具の未装着など不適切な行動に見える写真が添付されている。 ・各材料において、検収写真がない、型番が不明瞭などにより品質の確認ができない。 ・使用した重機等の低騒音型機械と指定されていることが分かる資料、写真が不足している。 ・VOC検査状況の写真が添付されていない。 ・一工程において、撮影方向・場所が統一されていない。 ・工事写真が不足している。 ※整理方法は「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」及び「「工事中」の写真撮影(建築工事編)」 ・黒板情報電子化(電子黒板)を実施した場合に、信憑性の確認をした結果が提出されていない。
その他(書類)	・技能士の資格証明資料が提出されていない。 ・使用資材一覧表が提出されていない。 ・請負契約書第18条に基づく監督員との協議記録が作成されていない。 ・出荷証明書(内装工事は特に使用材料が多岐に渡るため、整理し把握しておくこと)、ミルシート等が不足している。 ・承諾図が不足している(家具、木製建具等)。 ・提出書類への書き込みが、ボールペンで記載されていない(消せるボールペン、ラベルライター、修正テープ等は不可)。
その他(現場)	・VOC検査が工期内に行われていない。 ・ビスの取付漏れ、取付不良、ビス頭のつぶれがある。 ・清掃不備(塗装、シーリング汚れ等)がある。

2. 各種工事

仮設工事	・足場に危険箇所(布板や手すりが仮撤去のままで復旧されていない、布板間の隙間が大きい等)がある。 ・工事表示板、労災保険関係成立票、建退共通適用標識(2箇所)、建設業の許可票、施工体系図(2箇所)を工事現場の出入り口の見やすい場所等に掲示がされていない。 ※建退共通適用標識は現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。 ※施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・仮設物(現場事務所等)の撤去完了の写真が不足している。 ・積載荷重、足場の組み立て等作業主任者名などの表示の写真が不足している。 ・縄張り、遣方、足場(内部、外部、鉄筋足場等)の写真が不足している。 ・外部足場の設置完了後の写真が不足している(朝顔、養生ネットを含む)。 ・仮設水道・電気の立会写真、メーターの接写の写真が不足している。
土・地業工事	・山留めの構造計算書が提出されていない。 ・締固めにおいて、転圧状況の写真が不足している(ランマー3回突き又は振動コンパクター2回締め等)。 ・防湿シートの重ね合わせ及び基礎梁際ののみ込み状況の写真が不足している。
鉄筋・鉄骨・コンクリート・型枠工事	・配筋状況写真が不明確(特に、梁の下端筋や二段配筋)である。 ・ミルシートの流通過程の各業者の証明が不明確である。 ・コンクリート打放し脱型後の処理が悪い(ぼりの処理、釘の切断未処理、セパ錆止め忘れ等)。 ・コンクリートの打設時の打設部位、呼び強度、スランプ、コンクリート種別等が黒板に明示されていない。 ・供試体の現場水中養生状況の写真が不足している。 ・調合管理強度の管理試験、構造体のコンクリート強度の推定試験が不足している。また、供試体の作成、養生方法等に誤りがある。 ・各施工状況(建込み状況、支保工等)及び建込み完了(全景)の写真が不足している。
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事において、壁縦筋に重ね継手を設けている。 ・ブロックの規格、種類、厚さが判る写真が不足している。 ・鉄筋の径、溶接継手の長さ、配筋(主筋)間隔等の配筋状況の写真が不足している。
タイル工事	・タイルの浮き、割れ又は目地モルタル充填不足がある。 ・長期に水及び温水の影響がある場所にタイプⅡの接着剤を使用している。
木工事	・木部の面取り不良(ささくれ等)がある。 ・合板等壁下地の板継ぎ位置の木胴縁見付け巾(90ミリメートル)が不足している。 ・木材の含水率の測定状況写真において、計測値、許容範囲の記載が漏れている。 ・防腐防蟻剤の仕様が指定されたものと違う。
屋根及びとい・金属工事	・とい工事における下がり止めが設置されていない、又はとい受金物のビスの緩みが見られる。 ・軽量鉄骨天井下地の天井点検口等の開口補強、天井ふところ1.5m以上ある天井下地の斜め補強が不足している。 ・軽量鉄骨壁及び天井下地について、各下地材の取付間隔の計測状況や扉・天井点検口等の開口補強状況の写真が不足している。 ・法令上重要な部分の施工状況写真が不足している。(防火区画等)
防水・左官・塗装工事	・塗膜防水の塗膜厚さ不足(補強布が見える、補強布の端部が突出している)、仕上げの不良(トップコートのすけ、ひび割れ、ピンホール)等がある。 ・シーリング施工不良(凹みがある、被着体と接着していない等)がある。 ・塗装不良がある。(塗残し、吹きむら、色むら、ピンホール、ダマ等) ・左官仕上げによるモルタルの浮き、不陸がある。 ・隠ぺい部、見え隠れ部(建具等上下小口)が塗装されていない。 ・材料検収状況及びその空缶や空袋など、材料の使用数量が確認できる写真が不足している。 ・施工計画書の必要数量、使用数量(空袋)、出荷証明書の納品数量が照合確認できない。

2. 各種工事

防水・ 左官・ 塗装工事	・ルーフトレイン等の取合い部、出隅、入隅の処理等の施工状況の<u>写真が不足している。</u> ・シーリング材において、引張試験等の指示がある場合の試験状況の<u>写真等が不足している。</u> ・外壁改修工事において、高圧洗浄のメーター読みの<u>写真が不足している。</u> ・防水型塗材(防水型外装薄塗材E等)の増塗り状況の<u>写真が不足している。</u> ・各工程の写真で標準仕様書等の一般名称と商品名並びに塗布量や研磨紙の番号が記載されていない。
内装工事	・天井と廻縁及び壁、壁と巾木、巾木と床などの取り合い部に隙間がある。 ・天井・壁仕上材にキズ、凹みがある。 ・ビニル巾木に接着不良がある。 ・床シートの浮き、ジョイント部の不良がある。 ・壁紙張りにおいて、素地ごしらえ後のシーラー塗布がされていない。 ・合成樹脂塗床において、仕上げの種別に誤りがあり、使用量が不足している。 ・ボードのビスピッチの計測の<u>写真が不足している。</u> ・階段の段鼻、スロープ部と水平部の明度差がついていない。(福祉のまちづくり条例関係)
建具・ ユニット 及び その他の 工事	・建具又は錠に開閉不良(音鳴り、戸先の戻り等)がある。 ・サッシの外れ止めが無い。 ・木製建具の中骨等の仕様に誤り(寸法、ピッチが不足等)がある。 ・家具等の取付け回りに隙間がある。また、固定がされていない。 ・建具の承諾図に耐風圧、気密性、水密性等に関する所定の性能等の明示がない。 ・くつずり、下枠等の先詰めモルタル充填状況や建具の取付けアンカーピッチ、及びアンカーの錆止め状況の<u>写真が不足している。</u> ・外部に面する網入り板ガラス、線入り板ガラスの小口の錆止め処理状況の<u>写真が不足している。</u> ・木製建具の骨組み製作完了時の<u>写真が不足している。</u> ・種別、仕様及び工法に応じた工程毎の施工状況及び完了時の<u>写真が不足している。</u>(建具は符号別に撮影)
植栽及び 屋上緑化 工事	・肥料、土壌改良材等の材料検収及び空袋の写真を、数量、規格等が判るように各々撮影されていない。 ・施肥状況などの工程写真が不足している。 ・工事で出た木材(伐採、剪定)を一般廃棄物で処理している。
解体工事 (アスベ スト撤去を 含む)	・建物解体後の地表面にコンクリートガラ、アスファルトガラが残っている。 ・PCB、フロン関連書類が不足している。 ・各種表示(喫煙飲食禁止等)・掲示(石綿作業主任者の氏名及び職務内容等)の<u>写真が不足している。</u> ・作業員及び周辺住民等に対する掲示(石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査結果)の<u>写真、出荷証明書が不足している。</u> ・保護具(防塵マスク・・・RL3等の規格がわかるもの、保護メガネ、保護衣、作業衣等)の材料検収<u>写真が不足して</u>いる。 ・アスベスト作業主任者による、アスベスト撤去完了確認の<u>写真が不足している。</u>(養生撤去前に作業主任者による撤去確認が必要) ・アスベスト積込み時に車の荷台に飛散防止対策(カバー等)をしていない。 ・石綿則第4条に基づく施工計画書に施工調査等記録が不足している。 ・石綿則第35条の2に基づく作業記録が不足している。 ・石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)に申請済の確認ができない。 ・発注者への解体等工事に係る事前調査及び特定粉じん排出等作業の結果についての報告(石綿則第4条の2、大防法第18条の15、23)に必要な書類が不足している。

※石綿則・・・石綿障害予防規則

※大防法・・・大気汚染防止法